

標題

バラスト水処理装置設置に関するガイドライン及び船級
符号の付記"BWTS"について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1128
発行日 2017 年 9 月 8 日

各位

弊会が発行しているバラスト水処理装置設置に関するガイドラインは、バラスト水管理条約（以下「条約」という）の発効前において、バラスト水処理装置の設置検査及び型式承認に関する技術要件を規定し、弊会の技術基準の情報を公表する役割を担っていました。今般、2017 年 9 月 8 日に同条約が発効することに伴い、弊会バラスト水管理設備規則の制定及び関連規則の改正がなされ、同ガイドラインの規定内容はこれら規則等に移行することとなるため、同ガイドラインを廃版と致します。

また、同ガイドラインで規定されている船級符号の付記"BWTS"(以下「BWTS」という)は、条約発効前に搭載されたバラスト水処理装置が適切に維持され稼動可能であることを表示するものであり、船主殿からの申込みに応じて任意で船級符号に付記されたものです。条約の発効後は、BWTS を以下のように扱うことと致しますので、ご理解の程、よろしくお願い致します。なお、条約の初回検査を実施した船舶にあっては、設備符号"BWM"が与えられます。

- (1) 既に付与された BWTS は維持されます。なお、BWTS が付与された船舶で条約証書において D-1 規則（バラスト水交換基準）のみを適用する船舶にあっては、次回の条約の定期的検査までに D-2 規則も適用した条約証書に変更させていただきます。
- (2) 現在建造中であって船級符号の付記"BWTS"の申込みが行われている船舶については、D-2 規則の適用に変更させていただいた上、D-2 規則を適用した条約証書が発行され、設備符号"BWM"が与えられます。これに伴い、製造中登録検査等申込書の変更が必要となりますので、変更届をご提出いただきたくお願い致します。

（次頁に続く）

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

[一般的なお問合せ]

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター別館 機関部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3(郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2023

Fax: 03-5226-2024

E-mail: mcd@classnk.or.jp

[バラスト水処理装置の型式承認に関するお問い合わせ]

本部 管理センター別館 材料艀装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3(郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: eqd@classnk.or.jp